

林業経営者の育成支援を狙う国有林の樹木採取権制度

主事研究員 安藤範親

1 森林・林業政策の新たな展開

長期的な木材価格の低迷により、森林所有者の森林への関心は薄れ、経営管理の不十分な私有林が増える傾向にあるなかで、近年の森林・林業政策には新たな展開がみられる。

2019年度から開始された森林経営管理制度は、市町村が森林所有者から森林の経営管理を受託できるようにし、地域の森林整備の進展と林業の活性化を促そうとしている。

一方、この森林経営管理制度が効率的に機能するよう、国有林では20年度から樹木採取権制度(以下「同制度」)が始まっている。同制度は、森林経営管理制度で森林の経営管理を担うこととなる意欲と能力のある林業経営者を育成支援することなどを目的と

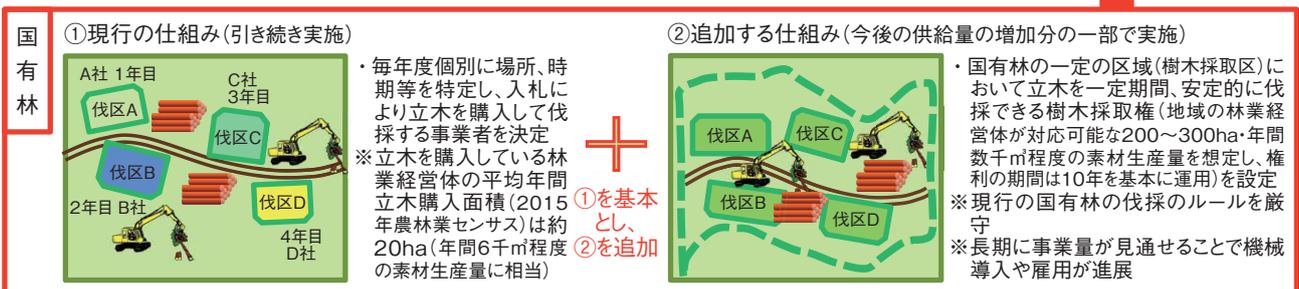
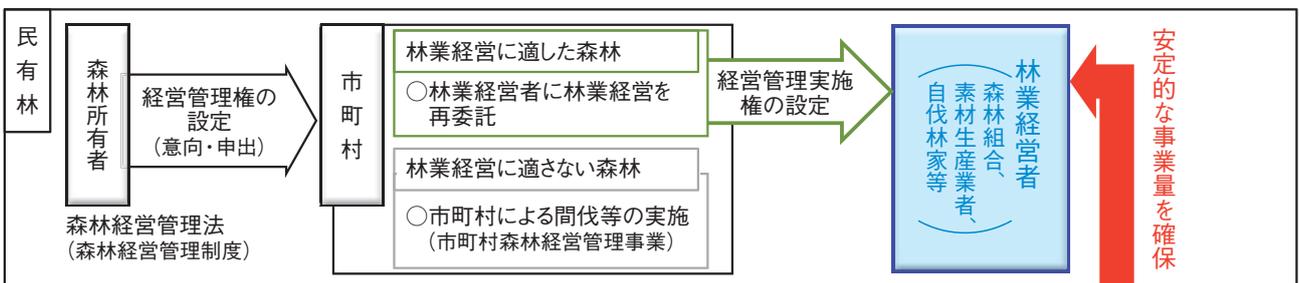
している(第1図)。

2 樹木採取権制度の概要

国有林野の立木販売の現行の仕組みは、毎年度個別に伐採箇所、時期等を指定して入札を行い、落札して購入した林業経営者が当該箇所を伐採している。これに追加する仕組みとして、10年と長い期間で、一定のまとまりをもった区域の立木を伐採する権利(樹木採取権)を、林業経営者が得られるようにしたものが同制度である。

樹木採取権の取得は、林業経営者からみれば、まとまりをもった区域で効率的な施行を実施できることに加えて、長期的に安定した事業量を確保できることで、計画的な雇用や

第1図 樹木採取権制度と森林経営管理制度の関係



資料 林野庁「樹木採取権制度ガイドラインの概要(令和2年4月)」

林業機械の導入が行いやすくなるため、経営基盤の安定と強化につながる。ただし、公平性および公正性の観点から、樹木採取権の取得者は、効率的かつ長期安定的な事業の実施によって見込まれる費用低減相当額(利益増加分)の一部を権利設定料(国が機械的に算定)として徴収される。

樹木採取権が設定される区域の規模は、10年間で200～300ha程度とされている。現行の仕組みで立木を購入している林業経営者の平均年間立木購入面積が約20ha(年間6千㎡程度の素材生産量に相当)であることが背景にある。また、対象となる区域は、一般に流通しているスギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツなどの人工林である。

樹木採取権の設定を受ける林業経営者は公募により選定される。応募者は、樹木購入の申請額や事業の実施体制、地域産業の振興に対する寄与の程度等を評価される。地域産業の振興に対する寄与については、川中の製材等の木材利用事業者や川下の工務店等の木材製品利用事業者と連携し、地域内において木材の安定的な取引関係を確立する体制を構築することが要件となっており、同制度は林業経営者だけでなく、川中・川下事業者に対しても国産材の安定供給による安定的な事業展開という便益をもたらすことを狙いとしてい

る。加えて、川下事業者に対しては、資金調達を支える独立行政法人農林漁業信用基金による金融上の措置(債務保証および低利の資金の融通)も新たに講じられる。

3 林業経営者の経営力向上に期待

全国の森林管理局では、21年度を目途に樹木採取権設定に向け、候補地の選定のほか森林調査等が取り組まれている。今後、10か所程度の区域で実施される予定である。同制度によって、造林や伐出を担当する職員の増強に伴う就労者数や素材生産量の増加とともに林業経営者の収益力が向上し、地域の製材等の川中事業者の生産量も拡大する成果が期待される。

ただし、同制度の実施は長期間に及ぶため、急激な景気変動や自然災害等で林業経営者が計画どおりに伐採を進められないなどのリスクが発生する可能性がある。同制度のガイドラインでは、実施契約および運用協定においてリスクの分担を明確に規定するとある。リスク分担の仕方は、意欲と能力のある林業経営者の継続的な取組みに影響を及ぼすであろう。その時々々のリスクに応じた対応が国に求められる。

(あんどう のりちか)

(注)制度の詳細は、林野庁HPを参照。
https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/ryuiki/jyumokusaisyuken.html